旭山公園活性化実行委員会規約

（名　称）

第１条　本委員会は,「旭山公園活性化実行委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　委員会は, 旭山公園を活用した緑のまちづくりや動物園を核とした地域づくりを進めることで，地域の振興や活性化を図ることを目的とする。

（構　成）

第３条　委員会は，次に掲げる者をもって構成する。

⑴　東旭川中央地区市民委員会に属する者

⑵　旭山を活かす街づくり市民の会に属する者

⑶　旭川市職員（公園みどり課等）

⑷　旭山公園指定管理者

⑸　その他（緑化推進等に関心のある者）

２　会長は，委員会の目的達成のために必要があると認めるときは，他機関の有識者を委員とすることができる。

（役　員）

第４条　委員会に次の役員をおく。

⑴　会　長　　１名

⑵　副会長　　若干名

⑶　理　事　　数名

２　前項の役員は，委員会において選任する。

３　役員の任期は，１年とする。ただし，再任を妨げない。

４　役員が欠けた場合については，その職に当たる者を後任とし，任期は，前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第５条　役員の任務は次のとおりとする。

⑴　会長は，委員会を代表し，会務を総理する。

⑵　副会長は，会長の補佐と代理を務める。

⑶　理事は，委員会の決定に基づき，その事業計画及び執行にあたる。

（会　議）
第６条　会議は，委員会，検討部会とする。
２　委員会は，会長が招集し，必要な事項を協議する。なお，会長が必用があると認めた時は，書面により行うことができる。
３　委員会に付議する事項は次のとおりとする。
(1)　規約の制定及び改正
(2)　役員の選出
(3)　事業報告及び事業計画
(4)　その他会長が必要と認めた事項

（検討部会）
第７条　会長は，委員会の目的達成のために必要があると認めるときは，検討部会を設置することができる。
２　検討部会は，役員，事務局及び会長が必要と認めた有識者等で構成し，部会長１名，副部会長　若干名をおく。

（事務局）
第８条　委員会の事務局は，旭川市土木部公園みどり課内におく。
２　事務局長は，旭川市土木部公園みどり課長の職にある者とする。

（解　散）
第９条　委員会は，第２条に掲げる目的を達成した後，または委員会の決定をもって解散する。

（雑　則）
第 10 条　この規約に定めのない事項については，委員会を経て，会長が定める。

（付　則）
この規約は，平成２２年　８月　４日から施行する。
この規約は，平成２８年　１月２２日から施行する。